

障害福祉サービスに従事する社会福祉士の障害者虐待に対する認識

○小川 博敬（指定相談支援事業所サポートにじ） 岩手県社会福祉士会（31513）

I. 研究の背景と目的

近年、障害者虐待と行動障害との関連が注目されている。厚生労働省が2017年に行った調査によると、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が464件確認されている。虐待行為の類型は、身体的虐待が56.5%（262件）と最も多く、身体拘束も行われた虐待28件が含まれている。被虐待障害者666人の属性を見ていくと、障害種別（複数回答）は知的障害が71.0%（473件）と最も多く、障害支援区分は「区分6」が180人（27.0%）と最も多い。また、行動障害のある人が195人であり、約3割を占めていた。これらの結果から、行動障害があり支援区分の高い知的障害者は、虐待のリスクが高いと言える。

障害者施設で虐待が多発する要因について、社会福祉士の割合が少ないことを指摘する意見もある。例えば、重岡（2008）は、高齢者や児童分野に比べて障害者施設における社会福祉士取得者の配置の比率が低いことを指摘し、専門的価値の意識化から見ても大きな弱点であると指摘している。また増田（2017）は、知的障害者福祉協会の加盟施設を対象とした調査を実施した結果、社会福祉士取得者が7.9%のみであることを明らかにし、社会福祉士の割合が10%に到達していないことは専門性の低さが如実であると述べている。

このように、社会福祉士の専門性と障害者虐待との関連性については指摘されているものの、社会福祉士の障害者虐待に対する認識については検討されていない。

そこで、本研究では、障害福祉サービスに従事する社会福祉士の障害者虐待に対する認識を明らかにし、その課題について検討することを目的とする。

II. 方法

調査対象は、A県社会福祉士会会員のうち障害福祉サービスに従事している会員とし、201X年1月に郵送調査を実施した。調査項目は、基本属性、「社会福祉士の専門性が障害福祉施設従事者等による障害者虐待の予防に及ぼす影響」、「障害福祉施設従事者等による障害者虐待を発見した際取る行動」、行動障害支援従事の有無、「支援している行動障害の障害種」、「行動障害支援の困難さ」の全5項目で構成し、5件法と自由回答法で記述を求めた。得られたデータについては、単純集計とFischerの正確確率検定を用いた。解析にはSPSS Statistics 26（日本IBM株式会社）を使用し、有意水準は $p<0.05$ とした。

III. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき実施した。

IV. 結果

調査票は107名に送付し、63名から回答を得られた。そのうち回答に不備が見られた調査票を除外した結果、有効回答数は58票であった（有効回答率54.2%）。質問文を、「あなたは社会福祉士の専門性が障害福祉施設従事者等による障害者虐待の予防に影響を及ぼすと思いますか」と示し、5件法で回答を得たところ、79.3%の対象者が「影響を及ぼす」と回答した。また、従事サービス及び職種と「社会福祉士の専門性が障害者虐待の予防に及ぼす影響」との

関連を検討するために Fischer の正確確率検定を行ったところ、職種と「社会福祉士の専門性が障害者虐待の予防に及ぼす影響」に有意な関連が示された ($p<0.05$)。自由回答法に記述された回答のうち、「そうである」、「どちらかといえばそうである」という選択肢に記述された内容を分析した結果、1) 行動を判断する際の規範、2) 専門的知識、3) 専門職としての自覚と誇り、4) 他職員への支援という 4 つのカテゴリーが抽出された。

障害者虐待を発見した際に従事者が示す行動を明らかにするために、質問文を「あなたは職場において障害者虐待を発見したらどのような行動を取りますか」と示し、複数回答法で得られた回答を単純集計した。その結果、「職場の上司・同僚に相談する」との回答が最も多く

(87.9%)、「市町村通報する」との回答 (50.0%) を上回っていた。なお、紙面の関係上、「社会福祉士の専門性が障害者虐待の予防に及ぼす影響のカテゴリー・サブカテゴリー」、「障害福祉施設従事者等による障害者虐待を発見した際の行動の度数分布」、「行動障害がある人の障害種の度数分布」、「基本属性と行動障害のある人の支援の困難さとの関連」、「行動障害支援の困難さのカテゴリー・サブカテゴリー」を示す表は割愛する。

V. 考察

本研究では、障害者虐待に対する社会福祉士の認識を明らかにし、その課題について検討することを目的とした。その結果、79.3%の会員が「社会福祉士の専門性が障害者虐待の予防に影響を及ぼす」と認識していた。一方で、職場で障害者虐待を発見した際の行動については、「市町村通報する」との回答が 50.0%に留まった。障害者虐待防止法には、「障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見したものは速やかにこれを市町村に通報しなければいけない」との通報義務が規定されている。しかし、今回の調査からは、市町村通報よりも、職場の上司・同僚への相談が優先される結果が示された。

事業所内において、虐待を発見したにもかかわらず通報を躊躇させてしまう要因には何があるのだろうか。障害者虐待防止法では、「障害者福祉施設従事者等は、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない」と規定されている。しかし、その実態については明らかにされていない。2013年に袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事案をみても、虐待防止委員会や第三者苦情委員会が設置されているにもかかわらず深刻な虐待行為が続き、誰も通報しなかったという事実がある。

市町村への虐待通報がなぜ躊躇されるのか。障害者虐待を発見しても通報できない葛藤については、本研究で明らかにすることができていない。この点については、本研究における課題点と限界となる。障害者虐待を発見しても市町村通報ができなかった従事者に対する半構造化インタビューを通して、葛藤を明らかにすることができるかもしれない。

文 献

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室(2018)『平成 29 年度「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書』。

増田公香 (2017)「障害者虐待の発生要因に関する考察—A 県内における障害者施設従事者への意識調査を通して」山口県立大学学術情報 10, 73-93.

重岡修 (2008)「知的障害者施設において虐待が発生する背景」山口県立大学社会福祉学部紀要 14, 11-25.